

歩行者専用の押しボタン式信号機の廃止について

中央公民館西側設置の「歩行者専用の押しボタン式信号機」について、下記理由により、必要性が低くなったことから廃止します。廃止理由をご理解の上、ご協力をお願いいたします。

記

1 廃止する信号機

(1) 信号機の種別

歩行者専用の押しボタン式信号機

(2) 廃止時期

令和6年8月中旬以降

(3) 設置場所

常滑市新開町4丁目 110番地

※ 中央公民館西側を南北に通じる県道常滑港線に東西に架けられたもの



(3) 設置に至った経緯

当時、同所(県道常滑港線)の通過車両が多く、また、同所を横断する歩行者もかなりの人数であったことから、付近の横断歩道を廃止し、同所に歩行者専用の押しボタン式信号機を設置したものであった。(通行量については下記表①②参照)

2 廃止理由

(1) 激減した交通量

空港の開港、市役所の移転、りんくうエリアの開発、ボートレースの集客数の変化等 同所周辺の道路環境の変化により、設置当時に比べ交通量が減少し、特に横断歩行者が極端に減少している。(通行量については下記表①②参照)

表① 通過車両台数の比較

車線	年	ピーク時	閑散時
北行き	平成18年	710台	290台
	令和4年	158台	113台
南行き	平成18年	670台	260台
	令和4年	122台	77台

表② 歩行者横断者数の比較

車線	年	ピーク時	閑散時
東行き	平成18年	125人	40人
	令和4年	3人	2人
西行き	平成18年	135人	45人
	令和4年	2人	2人

(2) 円滑な交通環境の整備

必要ななくなった信号機(規制)が残り続けることで、逆に県道常滑港線のスムーズな交通が妨げられることになり、円滑な交通環境を構築する必要性がある。

(3) 事故防止の観点

同信号機は、その北にある「常滑警察署西信号交差点」との距離が近く、それが干渉しあい、信号を見間違える可能性があり、事故防止の観点からも廃止が相当と思慮される。

(4) 道路行政の流れ

愛知県警の方針(全国的にですが)として、今後、多発する災害等に備え、必要のない規制や道路標識の見直し等を進めている。